

平成26年土佐清水市議会定例会3月会議会議録

第17日（平成26年 3月20日 木曜日）

~~~~~・~~~~~・~~~~~

議事日程

日程第1 議案第1号「平成25年度土佐清水市一般会計補正予算（第6号）について」から議案第30号「平成25年度土佐清水市一般会計補正予算（第7号）について」までの議案30件  
（委員長報告、質疑、討論、採決）

日程第2 議員派遣について

~~~~~・~~~~~・~~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2

~~~~~・~~~~~・~~~~~

議員定数 14人

現在員数 14人

~~~~~・~~~~~・~~~~~

出席議員 13人

| | | | |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 矢野川 周 平 君 | 2番 | 森 一 美 君 |
| 3番 | 小 川 豊 治 君 | 4番 | 西 原 強 志 君 |
| 5番 | 永 野 裕 夫 君 | 6番 | 岡 林 喜 男 君 |
| 8番 | 岡 崎 宣 男 君 | 9番 | 瀧 澤 満 君 |
| 10番 | 岡 林 守 正 君 | 11番 | 仲 田 強 君 |
| 12番 | 井 村 敏 雄 君 | 13番 | 橋 本 敏 男 君 |
| 14番 | 武 藤 清 君 | | |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

欠席議員

7番 永 野 修 君

~~~~~・~~~~~・~~~~~

事務局職員出席者

| | | | |
|--------|---------|------|--------|
| 議会事務局長 | 岡崎 光正 君 | 局長補佐 | 東 博之 君 |
| 議事係長 | 池 正澄 君 | 主 幹 | 稲田 誠 君 |
| 主 事 | 金子 亜由 君 | | |

~~~~・~~~~・~~~~

出席要求による出席者

|                              |         |                          |         |
|------------------------------|---------|--------------------------|---------|
| 市 長                          | 泥谷 光信 君 | 副 市 長 兼<br>産業振興課長事務取扱    | 磯脇 堂三 君 |
| 会 計 管 理 者<br>兼 会 計 課 長       | 黒原 一寿 君 | 税 務 課 長 兼<br>固定資産評価員     | 浦中 伸二 君 |
| 企 画 財 政 課 長                  | 早川 聡 君  | 総 務 課 長                  | 山崎 俊二 君 |
| 危 機 管 理 課 長                  | 横畠 浩治 君 | 消 防 長                    | 濱田 益夫 君 |
| 消 防 署 長                      | 西田 和啓 君 | 健 康 推 進 課 長              | 山下 毅 君  |
| 福祉事務所長補佐                     | 田村 五鈴 君 | 市 民 課 長                  | 岡田 敦浩 君 |
| 環 境 課 長 兼<br>清掃管理事務所長        | 坂本 和也 君 | まちづくり対策課長                | 木下 司 君  |
| 産業基盤課長補佐                     | 小松 高志 君 | 産 業 基 盤 課 長              | 文野 喜文 君 |
| 水 道 課 長                      | 田村 和彦 君 | じ ん け ん 課 長              | 中山 直喜 君 |
| し お さ い 園 長                  | 中島 東洋 君 | 収 納 推 進 課 長              | 横山 周次 君 |
| 教 育 委 員 長                    | 福重百合架 君 | 教 育 長                    | 弘田 浩三 君 |
| 学 校 教 育 課 長                  | 山本 豊 君  | 生 涯 学 習 課 長              | 山下 博道 君 |
| 教育センター所長<br>兼少年補導センター<br>所 長 | 武政 聖 君  | 選 挙 管 理 委 員 会<br>事 務 局 長 | 徳井 直之 君 |
| 監査委員事務局長                     | 中山 優 君  |                          |         |

~~~~・~~~~・~~~~

午前10時00分 開 議

○議長（岡林守正君） 皆さん、おはようございます。定刻でございます。

ただ今から平成26年土佐清水市議会定例会3月会議第17日目の会議を開きます。

この際、本日の欠席者についてご報告いたします。

7番永野 修君が所用のため、欠席する旨、届け出がありましたので、報告いたします。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時01分 休 憩

午前10時17分 再 開

○議長（岡林守正君） 休憩前に続いて会議を開きます。

ただ今、市長から、議案第30号「平成25年度土佐清水市一般会計補正予算（第7号）について」の議案が提出されました。

お諮りいたします。

この際、議案第30号を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡林守正君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

議案第30号を議題といたします。

職員に議案の朗読をいたさせます。

（議案朗読）

○議長（岡林守正君） 朗読は終わりました。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

市長。

（市長 泥谷光信君登壇）

○市長（泥谷光信君） ただ今、ご提案いたしました議案第30号「平成25年度土佐清水市一般会計補正予算（第7号）について」提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、平成24年度障害者医療費国庫負担金及び県負担金に係る返還金の計上並びに新清水保育園新築事業に係る繰越明許費を補正するものであります。

平成24年度障害者医療費国庫負担金及び県負担金が、平成26年3月12日及び3月19日にそれぞれ確定額通知書が本市に送付され、その結果、国・県合わせて330万5,000円の超過交付額が発生し、返還額が確定しましたので、これを返還することとして、返還金を計上するものであります。

本来であれば、概算額が見込まれた時点で予算計上をすべきでありましたが、本日の議案提出となりましたことをおわび申し上げます。

歳出につきまして、3款1項2目障害者福祉費に精算返還金として330万5,000円を追加し、この財源として歳入に前年度繰越金を計上しております。

この結果、平成25年度一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ115億5,745万9,000円となります。

また、新清水保育園新築事業の土地造成につきましては、本年3月末日までに造成が完成し、

事業完了予定でありましたが、本年度中の完成が見込めなくなりましたので、平成26年度に繰り越すこととして、既定の繰越明許費を補正するものであります。本件につきましてよろしくご審議をいただき、適切なる決定を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（岡林守正君） 提案理由の説明は終わりました。

ただ今から質疑に入ります。

この際、各位をお願いいたします。

議案第30号「平成25年度土佐清水市一般会計補正予算（第7号）について」は、所管の委員会に付託し、審査を願うことになっておりますので、この点、お含みの上、質疑なされますよう特にお願いたします。

議案第30号について、質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡林守正君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

ただ今、議題となっております議案第30号「平成25年度土佐清水市一般会計補正予算（第7号）について」は、予算決算常任委員会に付託いたします。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時22分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（岡林守正君） 休憩前に続いて会議を開きます。

日程第1、市長提出議案第1号「平成25年度土佐清水市一般会計補正予算（第6号）について」から議案第30号「平成25年度土佐清水市一般会計補正予算（第7号）について」までの議案30件を一括議題といたします。

ただ今から、各委員会の審査結果について、委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長 岡崎宣男君。

（予算決算常任委員会委員長 岡崎宣男君登壇）

○予算決算常任委員会委員長（岡崎宣男君） それでは、平成26年土佐清水市議会定例会3月会議で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告をいたします。

1、議案第7号「平成26年度土佐清水市一般会計予算について」

（1）歳入については、特に意見もなく了承いたしました。

（2）歳出中、5款1項3目19節 新規就農支援事業給付金について説明を求めました。

執行部の説明によりますと、全額国庫補助により、新規で農業経営を開始する農業者に対し、年間150万円の支援を行っていて、平成25年度の実績としては、宗呂、布地区の計2名が

この制度を利用して現在に至っており、平成26年度もこの2名に加え、農業経営を開始すると見込まれる農業者に対して、新たに2名の支援を予定しているほか、就農に先立ち、指導農業者などから研修を受ける方については、2年間に限り180万円の支援を行うこととしており、これについても2名の利用を見込んでいる。

なお、この180万円の財源内訳は、国が150万円、残り30万円は県が20万円、市が10万円となっている。

農業だけで生計を維持していくことは大変厳しいことではあるが、本人が意欲的に農業をやっていく意欲がある方には、今後もこの補助制度を活用し、支援を行っていくとのこと。現段階では、高知市より転入されたIターンの方の利用を見込んでいる。

今後については、経営計画を策定する時点で、農業振興センターと土佐清水市が連携して対象者に対して指導も行いながら農業経営についてバックアップしていきたいとのことでありま

す。委員からは、生活面も含めて総合的な支援など、きめ細かい配慮を行わなければ、この新規就農支援事業は成功しないと思うので、関係機関とも十分連携し、地域全体で取り組んでいくよう要請いたしました。

同じく、6款1項5目 ジオパーク推進費について説明を求めました。

執行部の説明によりますと、平成26年4月に産業振興課内にジオパーク推進係を配置して、日本ジオパークの認定に向け取り組んでいく。昨年認定を受けた西予市に問い合わせたところ、認定までに3年かかっているとのことであり、かなりの日数と予算が必要と想定している。

日本ジオパーク委員会の委員長である元京都大学の尾池先生によると、足摺岬等の景観は室戸より学術的にも高いと思われるので、ジオパークの認定を行ってみてはどの助言もいただいている。また、室戸市の観光客数でみると、平成17年度には年間17万人だったものが、世界ジオパーク認定後の平成25年度には53万人余りとなり、約3倍になったとのことである。室戸市には宿泊施設も少ないが、本市は足摺岬・竜串に宿泊施設も多くあるため、もし認定を受ければ、相当数の宿泊客が見込まれる。

本市としても、足摺岬・竜串を含めたすばらしい景観を、市内外の方々にももっと知っていただくためにも、地質学等の専門知識を持った方を雇用して、関係機関とも連携しながら、日本ジオパークの早期認定に向けて、全力で取り組んでいきたいとのことでありま

す。委員から、ジオパークの認定ともなれば、観光振興の分野での大きな目玉となり、観光客の増加にもつながる上、観光関連の事業者も非常に期待していると思われるので、早期認定へ向けて取り組みを推進するよう、執行部に要請いたしました。

同じく、8款1項6目19節 防災士養成事業費補助金について説明を求めました。

執行部の説明によりますと、高知県が県民を対象とした防災士養成講座を開催し、平成25年度から平成27年度の3年間で600名の防災士の養成を目指しており、本市においても、県の施策に呼応し、災害時の初動活動等が期待される自主防災組織や消防団員等に資格取得をしてもらい、地域防災力の向上を図っていきたい。

平成26年度当初予算には、資格取得試験受講料等として1人8,000円で、10名分を計上している。現在、各地域との自主防災組織との防災懇談会で事業の説明をしており、今後、広報等でも周知していくとのことであります。

委員より、各自主防災組織に資格取得者がいることを目指すべきだが、予算を超えた場合の対応について、どのように対処するのかとの意見が出される。

執行部によりますと、防災士は多ければ多いほどよく、自主防災組織等からの要望が多くあれば、予算額を超えた場合でも補正等財政的な対応は行っていくとのことであり、了承いたしました。

その他、歳出については、特に意見もなく、了承いたしました。

- 2、議案第 1号「平成25年度土佐清水市一般会計補正予算（第6号）について」
 - 議案第 2号「平成25年度土佐清水市水道事業会計補正予算（第2号）について」
 - 議案第 3号「平成25年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」
 - 議案第 4号「平成25年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算（第3号）について」
 - 議案第 5号「平成25年度土佐清水市指定介護老人福祉施設事業特別会計補正予算（第2号）について」
 - 議案第 6号「平成25年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計補正予算（第2号）について」
 - 議案第 8号「平成26年度土佐清水市水道事業会計予算について」
 - 議案第 9号「平成26年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計予算について」
 - 議案第10号「平成26年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計予算について」
 - 議案第11号「平成26年度土佐清水市介護保険特別会計予算について」
 - 議案第12号「平成26年度土佐清水市指定介護老人福祉施設事業特別会計予算について」
 - 議案第13号「平成26年度土佐清水市介護サービス事業特別会計予算について」
 - 議案第14号「平成26年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計予算について」
- 以上、13件につきましては、特に意見もなく了承いたしました。

- 3、次に、本日付託を受けました議案第30号「平成25年度土佐清水市一般会計補正予算

(第7号)について」は、特に意見もなく了承いたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました予算案について、それぞれ原案のとおり可決いたしました。

これで報告を終わります。

○議長（岡林守正君） 総務文教常任委員会委員長 橋本敏男君。

（総務文教常任委員会委員長 橋本敏男君登壇）

○総務文教常任委員会委員長（橋本敏男君） 平成26年土佐清水市議会定例会3月会議で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告をいたします。

1、議案第15号「土佐清水市再生可能エネルギー事業基金条例の制定について」

議案第16号「土佐清水市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第17号「土佐清水市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第23号「土佐清水市立中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第24号「土佐清水市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第28号「土佐清水市立小・中学校統合実施プランの見直しについて」

以上、6件につきましては、特に意見もなく、了承いたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました事件について、それぞれ原案のとおり可決いたしました。

○議長（岡林守正君） 産業厚生常任委員会委員長 武藤 清君。

（産業厚生常任委員会委員長 武藤 清君登壇）

○産業厚生常任委員会委員長（武藤 清君） 平成26年土佐清水市議会定例会3月会議で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告をいたします。

1、議案第18号「土佐清水市課設置条例の一部を改正する条例の制定について」

執行部の説明によりますと、本市の観光は厳しい状況にあり、集客のための新たなツールとして日本ジオパークの認定を受け、交流人口の増につなげたい。そのため、本年4月より産業振興課の中にジオパーク推進係を設置し、民間団体等と連携を図るとともに市民と一緒に市全体で盛り上げることで、3年後をめどに日本ジオパーク認定に向けた取り組みを進めていきたいとのことであります。

委員からは、今のところジオパークについて、市民はあまり理解されていない状況であるので、今後は宣伝活動をしっかりと行って市民と一体となった観光地づくりを目指していただきたいとの意見が出され、本議案については、採決の結果、全会一致で可決といたしました。

2、議案第20号「土佐清水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」

執行部の説明によりますと、国保会計については、平成11年に税率を改正して以降、これまで税率を据え置いたまま基金の運用を行いながら、何とか運営してきたが、後期高齢者医療保険制度への支援金が創設されたことや医療費の高止まりなどにより、頼みの綱の基金も底をつくこととなった。また、平成29年4月からは、県一国保に移行することが国の方針として示されており、平成28年度末には国保会計をプラスマイナスゼロにしておく必要がある。そういった中で、今回平均で25%を超える税率の引き上げを行うことについては、大変心苦しいが、これ以上先送りすれば、健全な国保運営が困難であるとの判断で苦渋の選択をしたとのことである。

委員からは、受益者負担の原則があるので、やむを得ないと思うが、あまりにも大幅な引き上げとなり、市民生活に及ぼす影響は大きいとの意見や現在でも滞納世帯が多くある中で、国保税の引き上げを行った場合、さらに滞納世帯が増加することが見込まれるため、その方たちへの対策を十分に行う必要があるとの意見が出されました。

これに対し、執行部より、税額がふえればなかなか納めにくいという方々も出てくると思われるが、公平・公正の負担原則も含めて丁寧な説明、対応を行っていききたいとのことであり、本議案については、採決の結果、挙手多数により可決いたしました。

3、議案第26号「土佐清水市中心身障害児福祉年金条例を廃止する条例の制定について」

委員から、障害を持たれている方々の実際の生活は大変厳しいものがあると思うが、この制度の廃止により、経済的な部分で問題ではないかとの意見が出されました。

これに対し、執行部から、この福祉年金条例は昭和44年に市単独で事業を実施することとして条例制定したものであるが、現在では国や県の手当等の制度が整備されたことに加え、来年度からは障害児の方々が自立した生活ができる可能性を広げられるように、もっと自宅から外に出ていろいろな場面で活躍できる事業を実施するための関連予算を計上しており、全体の福祉施策を検討する中で今回廃止したいとのことであり、本議案については、採決の結果、挙手多数により可決いたしました。

4、議案第19号「土佐清水市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第21号「土佐清水市農産物等処理加工施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第22号「宿泊温泉施設足摺テルメの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第25号「土佐清水市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第27号「土佐清水市知的障害者福祉年金条例を廃止する条例の制定について」

議案第29号「宿泊温泉施設足摺テルメの指定管理者の指定について」

以上、6件につきましては、特に意見もなく、了承いたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました事件について、それぞれ原案のとおり可決いたしました。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（岡林守正君） 以上で、各委員会の審査結果の報告は終わりました。

ただ今から、委員長報告に対する質疑に入ります。

予算決算常任委員会委員長は、委員長席にご着席をお願いいたします。

予算決算常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡林守正君） 質疑なしと認めます。

以上で、予算決算常任委員会委員長に対する質疑を終わります。

予算決算常任委員会委員長は、自席にお戻り願います。

次に、総務文教常任委員会委員長は、委員長席にご着席をお願いいたします。

総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡林守正君） 質疑なしと認めます。

以上で、総務文教常任委員会委員長に対する質疑を終わります。

総務文教常任委員会委員長は、自席にお戻り願います。

次に、産業厚生常任委員会委員長は、委員長席にご着席をお願いいたします。

産業厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡林守正君） 質疑なしと認めます。

以上で、産業厚生常任委員会委員長に対する質疑を終わります。

産業厚生常任委員会委員長は、自席にお戻り願います。

以上で、委員長報告に対する質疑を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

午後 1時20分 休 憩

午後 1時44分 再 開

○議長（岡林守正君） 休憩前に続いて会議を開きます。

ただ今から討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 岡崎宣男君。

（8番 岡崎宣男君登壇）

○8番（岡崎宣男君） それでは、私は議案第20号「土佐清水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」に対して、反対の立場で討論を行います。

まず、私はこれが発表されて以来、三崎・貝ノ川・大津の喫茶店、あるいは商店等を回ってご意見を聞いております。

この保険税が上がる率が25.7というようなことで、これだけで聞いたら、大体みんなぐあい悪いというようなことですが、特別会計の性質、あるいは一般会計の性質等々も言って、特別会計は特別会計で本来はこうあるべきであるものだ。しかし、一般会計から入れるというようなことも不可能ではないと、こういうようなことを申し上げまして、大体意見を集約をしました。それも25.7もやむを得ないなというような声も少数ではありましたが、ありました。

ただ、緩和策で25%やなしにもうちょっと下げてもらったらなという意見は大半であります。

なお、全く否定するといえますか、25.7%全くまかりならんと。若い者で国保税を払っている者はどないなるんやとか、あるいはこれ以上、上げられたら、私は福祉の世話にならんといかんとかいうような声もこれは多々あったのが実情であります。

私はこれらを総合して、反対するわけでありませうけれども、まずこの国保の値上げと同時に、4月1日からはとりあえずは消費税は上がります。これは全ての人間において上がるわけですから、その影響で今度は年金等は下がるとこういうようなことで、非常に圧迫感を感じるというようなことをございます。本市の現状は、滞納世帯は389世帯、国保全体の11.2%、短期証が774世帯、資格証明書169世帯、そして滞納は確か4,100幾らだったかと思うんですけども、これらを引き上げれば、さらに滞納がふえるということはこれ間違いないとこういうふうに確信をしております。

払わないのやなしに、払いたいけど払えないという方もたくさんおると思いますし、また、そのような実情も私としては報告を聞いております。

もちろん私が聞いた範囲ですので、範囲で申し上げているんですけども、何十人かに聞いております。という声はかなりあるんじゃないかというようなので、私はこれを反対するわけでありませぬ。

また、前年、杉村市長のとき、20%上げというようなき、これも市民生活にかなりな影響があるし、それやったら大変やと。滞納もふえるし、なかなかきつくなると。本当に貧しい、我々、僕も貧しいんだが、本当に生活ギリギリでいっている人は、これは苦しいのは間違いない。20%のときは私は与党でも反対はしました。それでそのときも市長、やっぱり一捻りせないかんのやないかというような声も出しましたけれども、今回、苦渋の決断ではありますが、泥谷市長は25%というようなことで、仮にこれが20%でも切っておれば、私も機嫌よく賛成の立場になったかもわかりませぬけれども、20%で反対して、25%で賛成というのは、私としては自分の筋が通りませぬ。いろいろ総合的に考えて、私は本件については悪いんですけど、反対をさせていただきます。

以上であります。皆さん、よろしくお願ひいたします。

○議長（岡林守正君） 14番 武藤 清君。

（14番 武藤 清君登壇）

○14番（武藤 清君） 議案第20号「土佐清水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」賛成の立場で討論を行います。

本条例改正案は、平成11年の税率改正以来、15年間の長期にわたり税率改正を行って来たため、現行の国保制度と構造上のひずみが生じており、今回、やむを得ず改正を行うものと認識しております。

本市国保会計は、平成19年度末までは、2億5,000万円から多いときで3億8,000万円余りの基金を保有し、安定した国保運営を行ってきたと認識をしておりますが、基金も本年度中に枯渇する状況となり、また、制度変更により、保険者が市町村から都道府県へ移行する方向性が国から示され、平成29年4月に県一國保への移行が予定されているところであります。

現在の本市の税率を県内の高知市を除く他市と比較した場合、いわゆるモデルケースによる税額で比較いたしますと、9市平均の税額の78%余りにとどまっております。

この間、本市ではジェネリック医薬品への周知などに取り組み、健康の保持、増進、施策と合わせて医療費適正化に取り組みできたことと認識をしておりますが、繰り上げ充用による対応を余儀なくされる見込みが報告され、これ以上の先送りは健全な国保会計ができなくなることに懸念をされます。

以上のことから、今回の税率改正は避けて通れないものと認識し、市長のいう公正公平な受

益者負担の原則の観点からも、健全な国保運営の観点からも、国保税率の改正は必要不可欠と判断をするところであります。

もとより私も、国民健康保険の被保険者であります。アベノミクスによる物価の上昇、4月からの消費税率のアップなど、国民・市民への負担はとどまるところを知らない状況であります。そうした中で、根本的には国の制度上の問題であるといったしましても、市長のいう公平公正の確保、そして当面の問題を解決するには、ただ反対をするというだけでは解決できるというものではなく、苦渋の選択としながらも、議案第20号に対して賛成の立場での討論を行います。

以上です。

○議長（岡林守正君） 6番 岡林喜男君。

（6番 岡林喜男君登壇）

○6番（岡林喜男君） 議案第20号「土佐清水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」に反対の立場で討論を行います。

今回の改正は、国保税を25.68%引き上げるという大幅な税率改正です。

これによって、被保険者均等割額は、被保険者1人について1万2,000円から2万2,000円に、後期高齢者支援等均等割は6,000円から7,000円に、介護給付金課税均等割額は5,900円から8,000円へと大增税となっています。

自治体が運営する国保は、年金受給者や自営業者、失業者などが加入者のほとんどを占め、他の健康保険と比べ、経済基盤が不安定で弱いという構造的な問題を抱えています。

また、本市は農林漁業の衰退が著しく、観光地域経済も厳しい状況にあり、高齢化率も40%を超えています。こうした状況のもと、滞納世帯は389世帯と国保加入世帯の11.2%となり、短期証774世帯、資格証明書167世帯の交付世帯数となっております。

本市の国保税額についても、所得200万円の4人世帯で28万9,960円、所得の14%を超え、低所得者にとってこれ以上の値上げは限界であり、許されません。むしろ市民の命と健康を守る自治体として、国保税の引き下げにこそ力を尽くすべきです。

今回の国保税改正で、市長は後期高齢者支援金の支出の影響や、高齢化、医療の高度化による医療給付費の増大で本年度中に基金が枯渇することや、国が国保の広域化を平成29年4月に予定していることから、この時点で収支を整えるために、税率改正をすとしてしています。

市はこの間の説明でも、滞納世帯への国保税の徴収強化の必要性や、国保税滞納者と払っている人の公平性の担保など、説明に終始し、滞納者など貧困に苦しむ市民の実態について、本気で議論している姿勢が全く見えません。資格証明書交付世帯を見ても、平成20年163世帯、現在は169世帯ですから、むしろこの5年間で国民健康保険証のない世帯が6世帯増加

しています。

生活困窮や子どものいる世帯などにも滞納を理由に資格証明書を交付し、分納相談中の人に対しても、能力以上の納付を押しつけている現状があります。

今回のような大幅な値上げを行えば、こうした現状に拍車をかけることになり、市民の命と健康を脅かすことにつながります。

国保の財政悪化と国保税高騰を招いている元凶は、国の予算削減であり、いまや国保は財政難、国保税高騰、滞納世帯増という悪環境から抜け出せなくなっています。社会保障、市民福祉として国保制度を再建するのか、それとも負担増と徴収強化の路線を継続拡大するのか、大きな分岐点に直面している今、国や県に対しては、補助金・支援金の大幅な引き上げと窓口負担の軽減を求めるとともに、市民には緩和策をしっかりと、再提案を行うよう強く要望し、反対討論といたします。

○議長（岡林守正君） 3番 小川豊治君。

（3番 小川豊治君登壇）

○3番（小川豊治君） 議案第20号「土佐清水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」の改正案について、反対の立場から討論を行います。

この国民健康保険については、昭和36年に国民全てが公的医療保険に加入する国民皆保険体制が整えられて以来、今日までの半世紀にわたり、福祉や健康保持、また病気の際における公的扶助として、市民のために大きく貢献をされてきました。

本市においては、平成11年に保険料の改正以来、14年間据え置きで、県下の中でも低い保険料であるとのことであり、これまでの市の取り組みや市民が健康保持に努められ、医療費の抑制に努められた結果であると感謝をいたすところであります。

その間、平成13年の3億8,000万円など、基金を活用しながら、現在に至っておる状況でありますけれども、昨年3月定例議会で19.7%アップの条例改正案が提出されましたが、賛成少数で否決となり、市としての意思決定がされております。

その後、1カ年経過しましたが、医療費の増大等により改善は見られず、この状況が続けば、保険制度の維持はできなくなる見通しで、今回は昨年よりさらに高い25.68%アップ率での条例改正の提出であります。

市長は、この提案に対し、本来ならば、基金があるうちに検討すべきであるが、医療制度の変更があり、現在に至った。受益者負担の公平性の必要があり、国保制度の維持のため、断腸の思いで提案をしたと述べられました。

今、市長の気持ちを考えますと、まさにそのとおりだろうと気持ちは十分に理解できるところでありますけれども、これまでの14年間に国保財政の見通しをしっかりと立てて、小幅なアップを

しておけば、今回のような大幅なアップにはつながらなかったのではないかと。私自身、この議案について随分と自分なりに悩みました。このままでは累積赤字が拡大することは目に見えているし、負担を後世に残すことが適正な行政対応か。あるいはまた、執行部が言われるように、保険制度そのものが崩壊につながる危険性を含んでいるなどであります。

しかし、立場を変えて負担する市民から考察した場合、この保険料のアップ率25.68%は、あまりにも激増であります。標準世帯で28万9,000円が、今回の改正になれば38万4,000円に増加、平均で3万2,000円のアップになる見込みであります。

この4月より消費税の増税が決定され、活力が失われている本市がさらに厳しい生活が余儀なくされることは必至であります。保険料の滞納者や資格証明書、短期被保険者証の発行の増加が予想され、特に所得が低い世帯には随分と厳しい状況が予測をされております。

委員会での説明によりますと、繰り上げ充用をしている市町村も室戸市、安芸市、土佐市、黒潮町、法定外繰入も室戸市、安芸市、南国市、四万十市など、まだまだ県下の中でも数多くの市町村があります。

また、運営に対する繰り入れもあるとの説明をいただきました。

国のほうでは、今回の消費税の税率アップ10%の法案は可決しておりますけれども、運用面として今年4月より8%、その後、経済や国民生活などの動向を判断して決定される。

また、昨年3月定例議会に提案した土佐清水市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例では、激減緩和策として25年度より3カ年かけて、段階的に引き下げをしております。

こうした実態に合わせた施策、まさにこれが政治の役目ではないかと私は考えます。

26年度予算、一般会計よりの繰入金金が法定ルール分を合わせ1億5,961万1,000円であり、そのうち、市単独事業繰入金は690万2,000円であります。

また、企業会計である水道事業会計は、一般会計からの繰入金は、4,079万9,000円で、そのうち、定額分として600万円は一般会計よりの繰出額であります。

こうした繰入金を同一にこの国保と論じることは不適切かも知れませんが、本市の特別会計も一般会計よりの繰り入れを受けている実態であります。今回の大幅な保険料のアップに対し、事務的にはやむを得ないかもしれませんが、政治の問題として、高度な判断がこの際、必要ではないか。

例えば、29年の県一國保までの間、段階的に率を上げ、その間、繰り上げ充用と一般会計よりの繰り入れをして、当面、市民負担の軽減に努める。このことによっては、随分と論議はあると思いますけれども、私は市民の皆さんも市民の健康を守る国保財政を十分に説明をすれば、理解は得られるものと思いますし、ぜひ、そのような運用を望むところであります。

市民に対する増税の負担を求める場合、以前の議会で指摘があったように、少なくとも市民への説明責任を果たすため、最低でも12月定例議会へ提案すべきと指摘をされた経過があります。

執行部の説明では、医療費の高止まりがあり、できる限り先へ延ばして決定したとのことでありますが、昨年の3月議会の時点で、既に19.7%を見込んでおりますので、そのことを考えれば、市民に対し、理解をいただく時間が要るのではないかと思います。

昨年、粗大ごみの有料化が決定しました。6月に連合区長会で説明して以来、各集落へ出向き、市民の皆さんと膝を突き合わせ、随分と厳しい意見を伺いながら、長い期間をかけ、40カ所の説明会を開催しております。

国保の場合は、運営協議会があるにしても、こうした行政対応が望まれるべきではないかと思えます。

3月20日、きょうですけれども、この条例案が議決されれば、保険税の納付は7月となりますけれども、条例の施行は4月1日ですので、わずか11日間しかありません。昨年の4月以降、市政だより等を通じて、市民に実情をお知らせするなど、周知をしておれば、なお、市民に対し、説明責任を一定、果たしたのではないかと考えるところであります。

以上で、議案第20号に対する反対討論を終わります。

○議長（岡林守正君） 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡林守正君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

ただ今から採決に入ります。

議案第1号「平成25年度土佐清水市一般会計補正予算（第6号）について」を採決いたします。

議案第1号「平成25年度土佐清水市一般会計補正予算（第6号）について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第1号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（岡林守正君） 起立全員であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号「平成25年度土佐清水市水道事業会計補正予算（第2号）について」を採決いたします。

議案第2号「平成25年度土佐清水市水道事業会計補正予算（第2号）について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第2号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（岡林守正君） 起立全員であります。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号「平成25年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」を採決いたします。

議案第3号「平成25年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第3号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（岡林守正君） 起立全員であります。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号「平成25年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算（第3号）について」を採決いたします。

議案第4号「平成25年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算（第3号）について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第4号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（岡林守正君） 起立全員であります。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号「平成25年度土佐清水市指定介護老人福祉施設事業特別会計補正予算（第2号）について」を採決いたします。

議案第5号「平成25年度土佐清水市指定介護老人福祉施設事業特別会計補正予算（第2号）について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第5号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（岡林守正君） 起立全員であります。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号「平成25年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計補正予算（第2号）について」を採決いたします。

議案第6号「平成25年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計補正予算（第2号）について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第6号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（岡林守正君） 起立全員であります。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号「平成26年度土佐清水市一般会計予算について」を採決いたします。

議案第7号「平成26年度土佐清水市一般会計予算について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第7号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（岡林守正君） 起立全員であります。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号「平成26年度土佐清水市水道事業会計予算について」を採決いたします。

議案第8号「平成26年度土佐清水市水道事業会計予算について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第8号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（岡林守正君） 起立全員であります。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号「平成26年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計予算について」を採決いたします。

議案第9号「平成26年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計予算について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第9号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（岡林守正君） 起立全員であります。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号「平成26年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計予算について」を採決いたします。

議案第10号「平成26年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計予算について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第10号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号「平成26年度土佐清水市介護保険特別会計予算について」を採決いたします。

議案第11号「平成26年度土佐清水市介護保険特別会計予算について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第11号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号「平成26年度土佐清水市指定介護老人福祉施設事業特別会計予算について」を採決いたします。

議案第12号「平成26年度土佐清水市指定介護老人福祉施設事業特別会計予算について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第12号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号「平成26年度土佐清水市介護サービス事業特別会計予算について」を採決いたします。

議案第13号「平成26年度土佐清水市介護サービス事業特別会計予算について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第13号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号「平成26年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計予算について」を採決いたします。

議案第14号「平成26年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計予算について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第14号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号「土佐清水市再生可能エネルギー事業基金条例の制定について」を採決いたします。

議案第15号「土佐清水市再生可能エネルギー事業基金条例の制定について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第15号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号「土佐清水市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第16号「土佐清水市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第16号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号「土佐清水市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第17号「土佐清水市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第17号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号「土佐清水市課設置条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第18号「土佐清水市課設置条例の一部を改正する条例の制定について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第18号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号「土佐清水市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第19号「土佐清水市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第19号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号「土佐清水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第20号「土佐清水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第20号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立多数であります。

よって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号「土佐清水市農産物等処理加工施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第21号「土佐清水市農産物等処理加工施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第21号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号「宿泊温泉施設足摺テルメの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第 2 2 号「宿泊温泉施設足摺テルメの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第 2 2 号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、議案第 2 2 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 2 3 号「土佐清水市立中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第 2 3 号「土佐清水市立中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第 2 3 号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、議案第 2 3 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 2 4 号「土佐清水市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第 2 4 号「土佐清水市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第 2 4 号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、議案第 2 4 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 2 5 号「土佐清水市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第 2 5 号「土佐清水市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第 2 5 号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、議案第 2 5 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 2 6 号「土佐清水市心身障害児福祉年金条例を廃止する条例の制定について」を採決いたします。

議案第26号「土佐清水市中心身障害児福祉年金条例を廃止する条例の制定について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第26号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立多数であります。

よって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号「土佐清水市知的障害者福祉年金条例を廃止する条例の制定について」を採決いたします。

議案第27号「土佐清水市知的障害者福祉年金条例を廃止する条例の制定について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第27号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立多数であります。

よって、議案第27号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号「土佐清水市立小・中学校統合実施プランの見直しについて」を採決いたします。

議案第28号「土佐清水市立小・中学校統合実施プランの見直しについて」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第28号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、議案第28号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号「宿泊温泉施設足摺テルメの指定管理者の指定について」を採決いたします。

議案第29号「宿泊温泉施設足摺テルメの指定管理者の指定について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第29号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、議案第29号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号「平成25年度土佐清水市一般会計補正予算(第7号)について」を採決いたします。

議案第30号「平成25年度土佐清水市一般会計補正予算（第7号）について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第30号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（岡林守正君） 起立全員であります。

よって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

ただ今、市長から同意案第2号「監査委員の選任について」の議案が提出されました。

お諮りいたします。

この際、同意案第2号を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡林守正君） ご異議なしと認めます。

よって、同意案第2号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

同意案第2号を議題といたします。

職員に議案の朗読をいたさせます。

（議案朗読）

○議長（岡林守正君） 朗読は終わりました。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

市長。

（市長 泥谷光信君登壇）

○市長（泥谷光信君） ただ今、ご提案いたしました同意案第2号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、監査委員の選任に対する同意案であります。

平成22年4月より、監査委員としてご尽力を賜ってまいりました富田無事生氏の任期が3月31日で満了となります。この間、同氏の監査業務に対するご努力に対しまして、心から感謝を申し上げます。

その後任といたしまして、脇谷浩正氏を選任することについて、ご同意をお願いするものであります。

同氏は、昭和54年4月から平成24年3月まで33年の長きにわたり、市職員として奉職され、この間、健康福祉課長兼福祉事務所長、企画広報室長、そして平成23年4月から会計管理者兼会計課長として行政施策の推進に専念され、その豊富な経験に加え、人格・識見とも同委員として適任であると考え、ご提案する次第であります。どうか、ご同意を賜りますよう

よろしくお願ひ申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（岡林守正君） 提案理由の説明は終わりました。

ただ今から質疑に入ります。

同意案第2号について、質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡林守正君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

同意案第2号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思ひます。

これにご異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡林守正君） ご異議なしと認めます。

よって、同意案第2号については、委員会付託を省略することに決しました。

同意案第2号の委員会付託を省略いたします。

ただ今から討論に入ります。

討論の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡林守正君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

ただ今から採決いたします。

同意案第2号「監査委員の選任について」を採決いたします。

同意案第2号「監査委員の選任について」同意の方はご起立願ひます。

（賛成者起立）

○議長（岡林守正君） 起立全員であります。

よって、同意案第2号は同意されました。

ただ今、市長から同意案第3号「土佐清水市教育委員会委員の任命について」の議案が提出されました。

お諮りいたします。

この際、同意案第3号を日程に追加し、議題といたしたいと思ひます。

これにご異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡林守正君） ご異議なしと認めます。

よって、同意案第3号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

同意案第3号を議題といたします。

職員に議案の朗読をいたさせます。

(議案朗読)

○議長(岡林守正君) 朗読は終わりました。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

市長。

(市長 泥谷光信君登壇)

○市長(泥谷光信君) ただ今、ご提案いたしました同意案第3号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、土佐清水市教育委員会委員の任命に伴う同意案であります。平成24年12月24日より同委員としてご尽力を賜りました林健太郎氏が、2月13日に一身上の都合により退任されました。この間における同氏のご労苦とご努力に対しまして、心から敬意と感謝を申し上げますところですので。つきましては、その後任といたしまして、浅井久也氏を任命したいと考えます。

浅井氏は、下ノ加江小学校PTA会長を務めるなど、その経験と見識は教育委員として最適任者であると考え、ご提案する次第であります。

何とぞご同意を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長(岡林守正君) 提案理由説明は終わりました。

ただ今から質疑に入ります。

同意案第3号について質疑の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡林守正君) 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

同意案第3号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡林守正君) ご異議なしと認めます。

よって、同意案第3号については委員会付託を省略することに決しました。

同意案第3号の委員会付託を省略いたします。

ただ今から討論に入ります。

討論の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡林守正君) 討論なしと認めます。

討論を終わります。

ただ今から採決いたします。

同意案第3号「土佐清水市教育委員会委員の任命について」を採決いたします。

同意案第3号「土佐清水市教育委員会委員の任命について」同意の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、同意案第3号は同意されました。

ただ今、市議会議案第1号「『最新の知見』で伊方原発の徹底検証を求める意見書の提出について」の議案が提出されました。

お諮りいたします。

この際、市議会議案第1号を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡林守正君) ご異議なしと認めます。

よって、市議会議案第1号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

市議会議案第1号を議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

14番 武藤 清君。

(14番 武藤 清君登壇)

○14番(武藤 清君) 市議会議案第1号「『最新の知見』で伊方原発の徹底検証を求める意見書」につきまして、案文を朗読いたしまして、提案理由の説明といたします。

原子力規制委員会の組織理念における活動原則の中で、常に「最新の知見」に学び職務遂行しているが、このことは規制委員会発足以前からの原子力行政の根本に捉えられていたものであり、東京電力福島第一原発事故の深刻な事態が今も続く中、「最新の知見」を基に厳格に規制することが一層強く求められている。

新たな知見として、まず注目するのは、東日本大震災の1カ月以上前から震源地のすぐそばで、スロークエイクと呼ばれる地下深くのプレート境界の振動が起きていたことを東北大学が記録していたことである。

これと同様の現象が伊方原発のある佐田岬半島直下においても起きていることについて、N

HKが報じるなど、巨大地震との関連性の研究が求められている。

次に、愛媛新聞2012年12月31日付で伊方原発の真下に断層等があることについて、報じている。原子力規制委員会においては、各原発の活断層調査を行っているところであるが、伊方原発においても同様の現地調査を行うよう強く要請するところである。

このほか、東京電力が分析可能な形で公開していなかった「過渡現象記録装置」（飛行機のフライトレコーダーに相当するもの）のデータが昨年夏によく全面公開された。データ公開を求めてきた元東京電力福島第一原発炉心設計技術者で、本市在住の木村俊雄氏が解析した結果、地震発生から約1分半で原子炉冷却水の重要な流れが止まったと指摘したことについて、岩波書店の「科学」2013年11月号の中で掲載されている。このこともまさに「最新の知見」であり、徹底検証を求めるものである。

また、東日本大震災では、短周期地震動の影響を受け、電力会社の変電設備などが破損した事例があるとの総務省消防庁の「東日本大震災記録集」第2章2の3に記載されている。

伊方原発は、中央構造線活断層帯が直前にあり、震源地に極めて近くなる可能性が指摘されているだけに、このことは深刻で重大な情報である。

連動等による地震動が重なり、長い時間の揺れとなることの徹底検証も行うよう要請するところである。

2014年3月7日付高知新聞では、伊方原発「検討不十分」との見出しで3月6日開催の原子力規制委員会審査会合での議論が報じられている。その中で、四国電力は自然現象などで原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合の対処手順について資料提出したが、地震と竜巻の場合に限って説明したため、「大規模な自然災害や航空機テロを想定した対策の検討が不十分」との見解を規制委員会は示した。さらに規制委員会事務局の幹部の声として、「質問しても四国電力から十分な回答がなく、消化不良だった」と述べた。と審査結果等が明らかにされている。

以上のように、伊方原発は、何よりも住民が安全で安心できる生活をおくるには、あまりにも問題が多すぎるといえる。

よって、原子力規制委員会におかれては、「最新の知見」で伊方原発の徹底検証を行い、再び「福島」を繰り返さないために万全の施策を講じるよう、強く要請するものである。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（岡林守正君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

ただ今から質疑に入ります。

市議会議案第1号について質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡林守正君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

市議会議案第1号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡林守正君） ご異議なしと認めます。

よって、市議会議案第1号については委員会付託を省略することに決しました。

市議会議案第1号の委員会付託を省略いたします。

ただ今から討論に入ります。

討論の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡林守正君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

ただ今から採決いたします。

市議会議案第1号「「最新の知見」で伊方原発の徹底検証を求める意見書の提出について」を採決いたします。

市議会議案第1号「「最新の知見」で伊方原発の徹底検証を求める意見書の提出について」原案に賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（岡林守正君） 起立多数であります。

よって、市議会議案第1号は原案のとおり可決されました。

ただ今、市議会議案第2号「伊方原発で過酷事故が起きた場合の避難計画を国の責任において策定することを求める意見書の提出について」の議案が提出されました。

お諮りいたします。

この際、市議会議案第2号を日程に追加し、議題といたしたいと思えます。

これにご異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡林守正君） ご異議なしと認めます。

よって、市議会議案第2号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

市議会議案第2号を議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

14番 武藤 清君。

(14番 武藤 清君登壇)

○14番(武藤 清君) 市議会議案第2号「伊方原発で過酷事故が起きた場合の避難計画を国の責任において策定することを求める意見書の提出について」であります。案文を朗読して、提案理由の説明といたします。

東京電力福島第一原発事故で汚染された地域は、半径30km圏内にとどまらず、深刻な放射能汚染で知られる飯館村は、原発から約40km、国や県からの指示を待たずに住民への安定ヨウ素剤の配布に踏み切った三春町は、約50km離れたところに位置している。

三春町の対処については、NHKが克明に放送した通り、大量の放射性物質が通過した記録が明らかになっている。さらに距離の離れた首都圏での放射能汚染やホットスポットについても報道があったところである。

こうした広域の対応については、1つの都府県で済む問題ではなく、国において避難計画を立てるべき範囲を抜本的に拡大する必要がある。

また、こうした避難計画策定もなしに原発再稼働の適否判断を行うべきでないことは申すまでもないことである。

さらに、原発事故における避難の問題は、一時的な避難だけで済まされるものではなく、東京電力福島第一原発事故で発生しているように極めて多くの被災世帯が数年間にわたって居住移転せざるを得ない現実がある。

この対策についても地方自治体レベルで解決できる問題ではない。

よって、国におかれては、伊方原発で過酷事故が起きた場合の周辺住民の居住移転を含む「避難計画」について、地方自治体任せにせず、国の責任において策定するよう強く求める。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長(岡林守正君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

ただ今から質疑に入ります。

市議会議案第2号について質疑の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡林守正君) 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

市議会議案第2号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたします。

これにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（岡林守正君） ご異議なしと認めます。

よって、市議会議案第2号については委員会付託を省略することに決しました。

市議会議案第2号の委員会付託を省略いたします。

ただ今から討論に入ります。

討論の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡林守正君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

ただ今から採決いたします。

市議会議案第2号「伊方原発で過酷事故が起きた場合の避難計画を国の責任において策定することを求める意見書の提出について」を採決いたします。

市議会議案第2号「伊方原発で過酷事故が起きた場合の避難計画を国の責任において策定することを求める意見書の提出について」原案に賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（岡林守正君） 起立多数であります。

よって、市議会議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第2、「議員派遣について」を議題といたします。

お諮りいたします。

地方自治法第100条第13項及び土佐清水市議会会議規則第167条の規定に基づき、次回会議開催までの休会中において議員派遣を行う必要が生じた場合、その日時、場所、目的及び派遣議員名等の諸手続について、議長にご一任願いたいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡林守正君） ご異議なしと認めます。

よって、次回会議開催までの休会中の議員派遣については、必要に応じ議長に一任することに決しました。

この際、執行部の挨拶を許します。

市長。

（市長 泥谷光信君登壇）

○市長（泥谷光信君） 定例会3月会議の散会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

提案をいたしました各案件につきましては、全て可決・ご同意をいただき、心からお礼申し上げます。

審議期間中に一般質問、あるいは委員会審査を通じまして、寄せられた議員各位のご意見、ご提言につきましては、これを真摯に受けとめ、今後の行政執行に生かしたいと考えております。

本3月会議には、104億6,800万円の一般会計当初予算案などを提出していましたが、私にとりましては、市長就任後、初めての当初予算編成となりました。5つの基本政策を中心に、市民の皆様とお約束した公約につきましては、来年度から実施できるもの、中期的に検討を要するものに整理し、実現可能なものから順次着手することといたしまして、予算を編成し、本日も承認もいただいたところであります。

今会議の質問戦におきましては、基幹産業の振興策をはじめ、道の駅のあり方、保育所の運営、再生可能エネルギーの活用など、大変建設的な政策論議ができたと思いますし、特に複数の議員からご指摘をいただきました基幹産業の振興策につきましては、清水サバや宗田節など、原魚確保のための効果的な施策の立案、実行、そして国民健康保険税の税率改正に当たっては、ご指摘のあった点も踏まえ、よりきめ細やかな対応が必要であると強く認識しております。

何よりも議員の皆様方のご支援、ご指導が不可欠でありますので、今後ともよろしく願いいたします。

いよいよ本年度もあと10日余りとなりました。皆様方におかれましては、健康に留意され、市政発展にご尽力をいただきますようお願いを申し上げます。

最後になりますが、一般質問の中でも議員の皆様からこの3月31日付をもって退職する幹部職員をはじめ、職員に対するねぎらいの言葉もいただきましたところではありますが、長い間、本当にご苦労様でした。

これからの人生が幸多きものになりますよう、ご健勝とご多幸を心から祈念申し上げまして、散会の挨拶といたします。（拍手）

○議長（岡林守正君） 3月会議終了に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

今3月会議は、去る3月4日再開以来、本日までの17日間にわたる審議期間でありましたが、平成26年度当初予算をはじめ、各条例改正案などの議案が提出されました。

議員各位におかれましては、それぞれ熱心にご審議をいただき、おかげをもちまして全議案を議了し、終了の運びとなりました。

新たな年度が始まりますが、先ほど議決いたしました新年度予算等を有効に活用し、さらに市民福祉の向上を強く望むものであります。

また、今月末をもって退職されます職員の皆さんには、長年にわたる市行政へのご功績に対し、深甚なる敬意と感謝を申し上げますとともに、今後も健康にはくれぐれもご留意していただき、今までの行政経験をともに、地域住民とともにご活躍されますようご祈念申し上げますと

ともに、議員並びに執行部各位におかれましても、なお一層、ご活躍くださいますようお願いいたします。

これもちまして、平成26年土佐清水市議会定例会3月会議を終了いたします。どうもお疲れさまでございました。（拍手）

午後 2時55分 散 会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

土佐清水市議会 議長

副議長

署名議員

署名議員